

公益社団法人 大分県老人保健施設協会 会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人大分県老人保健施設協会（以下「本法人」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本法人に納付する会費及び入会金の額並びに納付の方法を規定するものである。

第2条 会費及び入会金は、別表のとおりとする。

第3条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第4条 会費の納期は、原則として毎年4月30日とする。

2 会費の納付は、指定した口座に当該年度分を一括して振込むものとする。

3 年度途中に入会した会員の会費の算定は、開設した日の翌日から当該年度末までとする。

4 前項に該当する会費の納期は、本法人の請求があった月の翌月末までとする。

第5条 その他、会費及び入会金の徴収に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1 この規程は、本法人設立の許可があった年度から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、本法人設立初年度の会費の納期は、設立許可のあった日の翌月末とする。

第2条 別表

区分 入会金 ・会費	正 会 員		賛 助 会 員	
			団 体 ・ 法 人	個 人
入会金	60,000円		10,000円	
会 費	施設割	60,000円/年	30,000円 /年	10,000円 /年
	入所割	@1,800×入所定員数/年		
	通所割	@1,200×入所定員数/年		